

社会福祉法人見附福社会 役員等報酬規程

制定 平成29年 4月 1日 規程 第 2号

社会福祉法人見附福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人見附福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び、定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等の報酬について定めるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 役員が、理事会、評議員会又は第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第3条 役員に対する報酬は別表2に定める額とする。

2 理事長が、法人の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支給する。

3 理事が、理事長の命を受けて法人の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支給する。

4 監事が、法人の指導検査への立会、運営状況の指導若しくは監査業務、入札の立会等法人の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支給する。

5 評議員が、入札の立会等法人の運営業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支給する。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第4条 苦情解決第三者委員が、第三者委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

2 苦情解決第三者委員が、法人に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支給する。

(出張旅費等)

第5条 役員及び評議員が法人の運営業務のため、又は苦情解決第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表4により報酬を支給する。

2 社会福祉法人見附福祉会旅費規程は、役員、評議員及び第三者委員に準用する。

(重複支給の防止)

第6条 役員が同一日に開催される理事会及び、評議員会のいずれにも出席した場合は、

評議員会に係る報酬及び費用弁償は支給しない。

2 施設長等の施設職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. 従前の社会福祉法人見附福社会役員の報酬並びに費用弁償の支給に関する規程（昭和55年5月1日 規程第1号）は廃止する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償
理事会	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。
評議員会	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。
第三者委員会	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。

別表 2

名 称	報 酬
理事長	月額 50,000円
理事	年額 10,000円
監事	年額 10,000円

別表 3

名 称	報 酬	費用弁償
理事長	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。
理事	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。
監事	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。
評議員	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。
第三者委員	日額 4,000円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき20円。

別表 4

報 酬
日額 4,000円

